■東日本大震災義援金の受け付けを延長します！

市では東日本大震災の義援金の受け付けを行っており、これまで多くの市民や企業・団体等から3千万円以上の義援金が集まっており、今なお善意が寄せられています。このことから、義援金の募集期間を平成25年3月31日（日）まで延長することになりました。今一度よろしくお願いします。

◆日本赤十字社へ直接振り込む場合（郵便振替）

口座番号…００１４０―８―５０７

口座名義…「日本赤十字社東日本大震災義援金」

※郵便局窓口で振り込む場合には、振込手数料は免除されます。

※郵便振替の場合は、半券の受領書が免税領収書となります。

◆市に直接お持ちいただくこともできます

受付窓口は市役所1階社会福祉課となります。義援金受付名簿に氏名、住所等を記入していただき、稚内市地区長の受領書をお渡しします。

後日、北海道支部から免税領収書を送付します。

問い合わせ／日本赤十字社北海道支部稚内市地区事務局（市社会福祉課障がい福祉グループ）☎２３―６４５３

■宝くじは青少年育成に貢献しています！

このたび、恵北・増幌地区まちづくり委員会では、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、地域の歴史を親子で学ぶ講演会（紙芝居パフォーマンスなど）及び赤レンガ通信所に関するパネル展示展を行いました。

この事業は、同センターが全国自治宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、住民のコミュニティ活動を促進し、その健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報を目的に行われています。

今回の事業実施によって、地域の子どもたちがより一層地域への愛着や誇りを持つことにつながり、大人になっても地域のことを大切に思い行動するという好循環の形成が期待できます。

■海難事故に遭わないために

海は危険がいっぱいです。釣りなどで船に乗ったり、海辺を訪れる際は、次の「3つの基本」に常に気を付けましょう。また、事前に気象・海象を調べて警報や注意報がないか確認することも大切です。

命を守る3つの基本!!

◆ライフジャケットの着用

体力を消耗することなく浮くことができるため、水中に転落してしまった場合も、助かりやすくなります。万が一に備えて必ず着用しましょう。

◆連絡手段（携帯電話等）の確保

連絡手段として常に携行し、防水型のものでなければ防水パックやジッパー付の袋等で水から守りましょう。

◆海のもしもは118番

事件・事故に遭遇、または目撃したときは、118番（海上保安庁緊急通報用電話番号）へ通報してください。（携帯電話からも局番なしで通報できます。）

「いつ」「どこで」「何があった」等を落ち着いて通報してください。

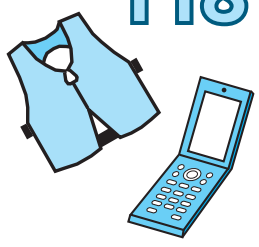

問い合わせ／稚内海上保安部☎２２―０１１８

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も労働者も」

平成24年10月18日から北海道の最低賃金額が変更になりました

最低賃金　時間額 719円

道内で事業を営む使用者及びその事業場で働く全ての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用されます。

厚生労働省　北海道労働局　労働基準監督署

■サハリン友好都市青少年交流事業（高校生ホームステイ）の報告会を行います！

今年、サハリンの生徒と相互のホームステイ交流を経験した市内の高校生3名による報告会を、次の日程で開催します。

多くの方のご来場をお待ちしています。

日時／11月17日（土）13時30分～

場所／稚内市立図書館研修室

問い合わせ／市サハリン課交流促進グループ☎２３―６４８６

■「ウインターコンサート2012 ～私たちの 大切にしたいもの～」開催のご案内

わっかない子どもミュージックサークル・エンジェルボイスでは、次の日程でウインターコンサートを開催します。

日時／12月9日（日）14時開演（13時30分開場）

場所／総合文化センター大ホール

入場料／無料（整理券あり）

※整理券は総合文化センターにあります。（なくても入場できます）

曲目／「大切なもの」「勇気100%」「青い地球は誰のもの」「いのちの歌」など

問い合わせ／わっかない子どもミュージックサークル・エンジェルボイス代表　高井☎２４―３６０８

市政に対するご意見・ご要望をお寄せください！

・ご意見箱…市役所1階ロビー公衆電話横に設置しています。

・気楽（きら）ックス…
市民の声専用
FAX 23-6162

※どちらも回答が必要な場合は、住所・氏名・電話番号の記入をお願いします。

▶有料広告欄です

～遺産相続・遺言についてご相談ください～

例えば…
・故人名義の預金等を金融機関等から引き出す手続きなどお困りの方ご相談ください（経験多数）
・遺言書の作成についてのご相談

相談料は無料です。お気軽にお電話ください。
※金銭問題、借地借家問題、交通事故保険金請求などのご相談も承ります。

行政書士　大橋　利之事務所
稚内市萩見３丁目8-17
☎0162-34-0622
北海道行政書士会々員（平成14年登録　第〇二〇一三一四四号）

昭和57年～昭和59年製の
トヨトミ石油ファンヒーターを探しています

対象機種　LCR-3・LCR-3-1
LS-3・LS-3-1・LS-6

LCR-3タイプ

LS系タイプ

型番表示部

〒467-0855 名古屋市瑞穂区桃園町5番17号
株式会社トヨトミ
フリーコール
0120-104-154
（お客様よりお知らせ頂きました個人情報は、商品の交換目的以外には使用いたしません）

現在の石油ファンヒーターはＰＳＣで定められた安全装置が全機種についております

※有料広告は、広告主の責任において稚内市が掲載しているものです。